

平成30年度 認知症対応型サービス事業開設者研修 開催要綱

1 目的

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者が、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得する。

2 主催

石川県

3 実施機関

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 期日及び会場

① 講義 平成31年1月28日（月）

石川県社会福祉会館別館 研修室2・3（金沢市八田町東1025番地）

② 現場体験 平成31年2月4日（月）～平成31年2月15日（金）の間、1日

※体験施設は、別途お知らせします。

5 受講料

8,000円

下記10②の受講選考結果通知（電子メール）で「選考結果：承認」と連絡があった者は、使用料（手数料）納入票に8,000円分の石川県証紙を添付し、研修初日に受付へ提出してください。（厳守）

（詳細は、受講選考結果通知（電子メール）をご覧ください。）

6 参加対象

指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者又は代表者になることが予定されている者

※ 代表者とは、理事長、代表取締役など法人の代表権をもつ者です。

ただし、多数の事業所を県をまたいで有するなど大規模な法人である場合に、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合は、地域密着型サービス部門の責任者などを代表者として差し支えありませんので、事業所所在市町にご相談ください。

<受講義務について>

本研修は、地域密着型サービス事業所の指定基準において、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者が指定を受ける際に受講が義務付けられています。

また、代表者が変更となる場合にも受講が必要です。

<みなし措置について>

以下の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えありません。

ア 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修

都道府県及び指定都市において、17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程又は専門課程

都道府県及び指定都市において、12年局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたものをいう。

・ 認知症高齢者グループホーム管理者研修

- ウ 認知症介護指導者研修
都道府県及び指定都市において、12年局長通知及び12年課長通知並びに17年局長通知及び17年課長通知に基づき実施されたものをいう。
- エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修
都道府県及び指定都市において、「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成13年5月25日老発第213号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施されたものをいう。

7 定員

30名程度

8 参加申込方法

※ 下記①の参加申込書による市町担当課へ申込み、②のホームページの入力、共に必要。

- ① 参加申込書にて、市町担当課へ申込みください。
(複数の市町に事業所をもつ開設者は、いずれか一箇所の市町に参加申込書を提出してください。)
- ② 石川県社会福祉協議会ホームページの「福祉の研修」内の「研修申し込み」に、必要項目を入力してください。
[13 石川県社会福祉協議会ホームページからの申込み入力について 参照]
- ③ 申込み受付期間は、11月16日(金)～11月30日(金)です。 ※締切厳守
(なお、市町担当課から長寿生きがいセンターへの推薦締切日は、12月7日(金)です。)
※ FAX・メールでの申込みは、不可です。

9 受講者の決定

- ① 定員の範囲で受講者を決定します。
- ② 申込者が定員を超えた場合は、申込多数の法人等から調整させていただきます。
- ③ それでも定員を超えている場合は、抽選とさせていただきます。

10 選考結果の通知

- ① 12月20日(木)頃、長寿生きがいセンターから市町担当課へ、選考結果通知を電子メールにて送信します。その後、市町担当課から各施設へ連絡がいきます。
- ② また、12月21日(金)頃、長寿生きがいセンターから各施設へ受講選考結果通知を電子メールにて送信します。なお、送信予定日から2～3日経過しても通知が届かない場合は、長寿生きがいセンターまでお問い合わせください。

11 申込み・問合せ先

石川県社会福祉協議会 長寿生きがいセンター 担当：長尾
〒920-3104 金沢市八田町東 1025 番地
TEL：076-258-3135 FAX：076-258-3149

12 修了証書の交付について

研修の全課程（講義、現場体験）を修了された方に対し、現場体験終了後に提出していただくレポートの内容を審査した上で、修了証書を交付します。

- ※ 講義において遅刻・早退・欠席があった場合は、修了証書は交付しません。
- ※ レポートが提出期日を過ぎても提出されない場合は、修了証書は交付しません。
- ※ レポートを審査した結果、内容等に問題がある場合は再提出をお願いすることがあります。

13 石川県社会福祉協議会ホームページからの申込み入力について

下記手順で必要事項を入力してください。

(1) 入力可能期間

入力期間…11月16日(金)～11月30日(金)

※期間厳守（この期間を過ぎると、入力できません。）

(2) 申し込み入力手順

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ（URL <http://www.isk-shakyo.or.jp/>）のトップ画面にある上部メニューから「福祉の研修」ボタンをクリックします。
- ② 「研修新着情報」の一覧から、受講希望の研修名を選び、クリックします。
- ③ 受講希望の研修名を選択すると、「研修検索」ページに移動します。「研修検索」ページ画面の下方にある「検索結果」に、研修が表示されています。
- ④ 「検索結果」欄の研修の右欄に【要綱】と【申込】ボタンが表示されます。受講希望の研修であることを確認のうえ、【申込】ボタンを選択してください。
- ⑤ 「研修申し込み」画面に移動します。必要事項を入力してください。（※マークは必須項目）入力後に「申込確認画面へ」をクリックして入力内容を確認し、最後に「申し込む」ボタンをクリックしてください。「受付確認書」メールが届けば、申し込み入力が完了です。

※ メールアドレスは、受講の選考結果など重要な通知に利用しますので、正しく入力してください。メールアドレスに誤りがあると、最初から申し込み入力していただく必要があります。

※ 受付確認書メールが届かない場合、入力されたメールアドレスが誤っている可能性があります。事務局（石川県社会福祉協議会 長寿生きがいセンター）までご連絡ください。なお、受付確認書メールは、受講が決定したという意味ではありません。

14 研修プログラム

① 講義（平成31年1月28日（月）、石川県社会福祉会館別館 研修室2・3）

| 時 間 | 研 修 科 目 |
|-------------|--|
| 9:00～ 9:30 | 受付 |
| 9:30～ 9:40 | 開講・オリエンテーション |
| 9:40～12:10 | 講義①「認知症の基本的理解とケアのあり方」 |
| 12:10～13:00 | 昼食・休憩 |
| 13:00～14:00 | 講義②「地域密着型サービス基準について」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 14:10～16:20 | 講義③「地域密着型サービスの取組について」 |
| | 講義④「認知症高齢者を支えるために」 |
| 16:30～ | 連絡事項伝達 |

② 現場体験（平成31年2月4日（月）～2月15日（金）の間、1日）

| 体 験 日 | 体 験 内 容 |
|-------|--|
| 後日調整 | 他法人の地域密着型サービス事業所で1日過ごし、事業者や介護従事者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験する。 |

③ 体験レポート作成、提出

| 項 目 | 注 意 事 項 |
|-------|--|
| 仕 様 | A4用紙3枚程度（3000文字以上） |
| 内 容 | （※①～③の内容を必ず入れてください。） ①研修（現場体験を含む）の受講を通じ、認知症高齢者について理解したこと ②現場体験及び現場職員との意見交換を通して感じたこと ③今後の事業所運営に関して取り組みたいこと |
| 提出締切 | 平成31年3月1日（金） |
| 提 出 先 | （※①と②両方に提出してください。） ①石川県社会福祉協議会 長寿生きがいセンター ②事業所設置市町担当課 （※新たに事業所を開設する場合には、指定申請時に提出。） |